

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

平成 28 年 3 月 25 日

財 政 部  
市 民 部

1 改正の趣旨

現在、第 190 回通常国会において審議中の「地方税法等の一部を改正する等の法律案」について、可決、成立し公布された際に、盛岡市市税条例等の一部を改正する必要があることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものである。

2 改正の内容

(1) 固定資産税関係

再生可能エネルギー発電設備に係る地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）による特例割合

ア 太陽光発電設備及び風力発電設備については、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において条例で定める割合とされることから、これを3分の2と定める。

イ 水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備については、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める割合とされることから、これを参酌割合の2分の1に定める。

(2) 国民健康保険税関係

ア 医療給付費課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のように改める。

区分	改正前	改正後
医療給付費課税額	52万円	54万円
後期高齢者支援金等課税額	17万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	変更なし

イ 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

※前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

(7) 5割軽減の拡大－軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円+26万円×被保険者数	33万円+26.5万円×被保険者数

(4) 2割軽減の拡大－軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円+47万円×被保険者数	33万円+48万円×被保険者数

※ 7割軽減は現行の33万円で改正なし。

(3) その他 必要な規定の整備を行う。

3 施行期日 平成28年4月1日